

		※受理 年月日				※受理 番号			
深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書									
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 個人の場合は住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）に記載しているとおりに記載する。（ビル名等を併記する）（個人の場合は、現に住んでいる住所が前提）・・・【注1】									
(ふりがな)		※ ふりがなの記載を忘れないこと。							
氏名又は名称		上記【注1】に同じ。							
住所		〒() 上記【注1】に同じ。 携帯電話番号を併記。 () 局 番							
(ふりがな)		※ ふりがなの記載を忘れないこと。							
法人にあつては、その代表者の氏名									
(ふりがな)		※ ふりがなの記載を忘れないこと。							
営業所の名称		飲食店営業許可に係る屋号と同じであること（大文字小文字を明瞭に記載すること。）。							
営業所の所在地		〒() 賃貸契約書に記載されている所在地、ビル名と矛盾がないように。(〇〇ビル3階と記載) () 局 番							
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	賃貸契約書に記載の構造・階数と矛盾がないこと。							
	建物内の営業所の位置	2階全部、2階の一部等と記載する。							
	客室数	室		営業所の床面積		※ m ²			
	客室の総積床面積	※ m ²	各客室の床面積	※ m ²		m ²			
				m ²		m ²			
	照明設備	客室の天井に白熱灯（60ワット）15基、シーリングライト（40ワット）5基取り付け。（位置等詳細については別添図面に記載。）							
	音響設備	客室に天井吊り下げ型のスピーカー（BOSE社の101MM2台、201MM2台）4台を最大出力200ワットのアンプ（パイオニア製のP2S-65H）に接続して設置する。（位置等詳細については別添図面に記載。）							
	防音設備	営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れ、窓ガラスは二重ガラスにする。							
その他	営業所の出入り口は1カ所のみである。 詳細は、別添平面図のとおり。								

営 業 の 方 法		
営業所の名称	届出書の記載内容と同じ内容を記載する。	
営業所の所在地	届出書の記載内容と同じ内容を記載する。	
営 業 時 間	午前 7 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
18 歳 未 満 の 者 を 従業者として使用 すること	①する ②しない	
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）	
18 歳 未 満 の 者 を 客として立ち入らせ ること	①する ②しない	
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法	
飲食物（酒類を除く。） の提供	①する ②しない	
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 ジュース、ウーロン茶等をグラスに入れて提供する。 お菓子類を皿に盛って提供する。 調理はしない。	
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法 ビール、ウイスキー、日本酒、焼酎、カクテル等をグラスに入れて提供する。	
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 年齢に疑義がある場合には、免許証等で年齢確認し、未成年者と判明した場合（又は疑いがある場合）には酒類は提供しない。	
客に遊興をさせる 場合はその内容 及び時間帯	遊 興 の 内 容	させない。
	時 間 帯	午前 時 分から 午後 時 分まで
当 該 営 業 所 において他 営業を兼業 すること	①する ②しない	
	①の場合：当該兼業する営業の内容	

※ ここに「営業開始年月日」を記載しておいてください。

備考

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 4 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 5 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 6 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 7 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 8 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- ※ 客室の範囲は、図面上において、明確にしておくこと。
- ※ 床面積にあっても、積算の内訳を図面等に記載する等明確にしておくこと。
- ※ 客室の床面積は「うちのり」で計算すること。
- ※ 客室が2室以上ある場合、1室の客室の床面積は、9.5㎡以上であること。
- ※ 図面上において、出入口の位置及び扉の開閉方向等を明確にしておくこと。
- ※ ついたて等見通しを妨げる設備については、おおむね1m未満の高さであること。
- ※ 照明設備にあつては、スライダックス等低照度に切り替えれる設備を設けないこと。